

裁判外紛争解決手続（ADR）の認証制度について

※裁判外紛争解決手続＝Alternative Dispute Resolution（略称ADR）

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）

平成19年4月1日施行

総則
認証制度

◆裁判外紛争解決手続の基本理念、国等の責務

◆民間紛争解決手続（民間団体による調停・あっせん等の和解の仲介）の業務を対象として、法務大臣が認証

◆認証を受けた手続には、時効の完成猶予等の特例を付与 ⇒ 利便の向上

従前の状況

- 裁判外紛争解決手続の認知理解の不足
- 情報不足（利用を躊躇）
- 制度上の制約（利便性の不足）

司法制度改革審議会意見（H13.6.12）

- ADRが、国民にとって裁判と並ぶ選択肢となるよう、その拡充、活性化を図るべき
- 共通的な制度基盤を整備すべき

認証制度の概要

民間事業者

申請

申請は任意

法務大臣

- ・認証基準の審査
- ・暴力団員等の不適格者の排除

認証

認証紛争解決事業者

- ・事務所の掲示、利用者への説明
- ・弁護士法の例外（紛争の分野に応じた専門家による紛争解決）
- ・時効の完成猶予等の特例

法務大臣の監督

認証した業務の詳細な情報を公表

認証を受けた紛争解決のサービスを提供

国民

紛争の当事者

- より身近に紛争解決サービスを提供する民間事業者が増加
- 自己の紛争の解決を図るのに適した紛争解決サービスの選択の目安を容易に取得
- 暴力団員等の関与の排除により、安心して紛争解決を依頼
- 時効の完成猶予等の特例により利便性が向上

民間事業者の裁判外紛争解決手続が拡充・活性化

国民の紛争解決のニーズに的確に対応し、裁判以外での紛争解決を促進